

北九州P C B処理事業について

「第46回北九州市P C B処理監視会議」(8/27)の結果及び「環境省からの検討要請」(9/22)について報告します。

1 「第46回北九州市P C B処理監視会議」の開催結果

(1) 北九州P C B廃棄物処理施設の操業状況等

ア P C B廃棄物処理の進捗状況（平成21年度～令和3年7月末）

	北九州事業 エリア	拡大受入分		合計
		豊田事業 エリア	大阪事業 エリア	
安定器	処理重量①	3,586t	2,041t	8,333t
及び	処理対象重量②	3,642t	2,900t	10,575t
汚染物等	処理率①/②	98.5%	70.4%	78.8%

※ 処理対象重量②（缶重量を含む）についてはJESCO未登録及び掘り起こしを含む見込量

※ 安定器及び汚染物等の計画的処理完了期限は令和4年3月31日

イ 環境モニタリング結果（令和2年度「冬季」・令和3年度「春季」） 資料1

北九州P C B廃棄物処理施設の「周辺環境」及び「排出源」における環境モニタリングの結果は、『全ての項目において環境基準等に適合』していることを確認。

ウ トラブル事象等 資料2

令和3年1月～7月の期間に発生したトラブル事象は3件。また、令和2年8月から令和3年7月までの期間におけるヒヤリハット事例は138件（実体験2件、仮想136件）。全ての事象・事例への対応済みであることを確認。

(2) 北九州P C B処理事業所第1期施設の解体撤去の状況等 資料3

ア 作業の進捗状況

4か所の先行工事（グローブボックス、粗解体設備、破碎分別設備、VTR等設備）が完了。コロナ禍の影響で、作業者が着用する化学防護服の確保が困難となり、工事が進められなかつた時期もあったが、新たな調達先の確保に努め、ほぼ計画通りに進捗。

イ 周辺環境への配慮と作業者の安全衛生管理

解体撤去作業時には、排気及び作業環境の測定を実施し、基準値以下で適正に管理されていることを確認。また、作業者は必要な防護具等を着用して作業を実施。

ウ 今後の予定

令和4年度から、本格的にプラント設備や建築物を解体撤去する「本工事」に着手し、令和7年度に建築物の解体工事を行う計画。今後、本工事の事前作業（配管やタンクの液抜き・洗浄）や、有識者で構成する委員会で実施計画の策定に向けた検討を行う予定。

(3) 安定器・汚染物等の処理について.....資料4

ア 環境省からの報告

- 期限内処理に向け、追加の処理促進策等を講じた結果、前回の監視会議で報告した令和3年度末の残量から145トン減少させたが、現時点で1,442トン残る状況であり、期限内での処理完了は困難な状況。
- 高濃度P C B廃棄物の処理を完了に向け、全国規模での処理促進策（J E S C O 5事業所の活用、事業所間の連携等）を検討。

イ 本市から環境省への申し入れ

- 処理期限を考えると対応が極めて遅い。今後の対処方針について早急に決定し、関係者への説明を行うこと。
- 前回の監視会議後に、本市との約束を果たすべく、期限内での処理の完了に向けて全力で対応していくと言われたが、改めて一層の努力を行うこと。

(4) 監視委員の主な意見

- 環境モニタリングの結果は、通常運転のデータと解体撤去工事のデータを仕分けして報告した方がよい。また、ダイオキシンに関してはデータを詳細に示して説明するべき。
- J E S C Oの安全管理体制が甘くなっているのか。もう一度、管理体制の確立を行ってほしい。また、事業所内の新型コロナウイルス感染対策として、作業員への職域でのワクチン接種を検討するべき。
- 処理の遅れは制度設計の問題であり、国が責任を持って解決すべき課題である。国自身が明快なシステムの改変をして、この問題を解決されることを望む。

2 環境省からの検討要請

資料5

(1) 要請内容

- P C B廃棄物処理に関し、掘り起こしが進んだ結果、処理対象量が大幅に増加したため、全国5か所（北九州・大阪・豊田・東京・北海道）の処理事業所において期限内での処理完了が困難な状況。
- P C B廃棄物の安全かつ一日も早い処理完了のためには、既存の処理体制の活用、立地自治体の協力が必要と考え、各事業所の処理完了の予定期を新たに設定し、現行体制を活用した処理を継続したい。
- 北九州事業においては、処理期限後に残る未処理量と北九州事業所の年間処理能力を勘案して、安定器等の処理完了時期を、現行の令和3年度末から、新たに令和5年度末に設定することを検討いただきたい。

(2) 環境大臣の発言

- 長期にわたり、P C B廃棄物処理の目処が立たない状況が続いていた中、全国に先駆けて北九州市で処理を開始いただいたことで、日本の高濃度P C B廃棄物の処理が着実に進捗してきた。これまでの北九州市民の方々のご理解とご協力に心より感謝している。
- しかし、周知、広報の進展により大量の安定器等が新たに処理対象となったことから、処理能力の向上など処理促進策を講じたとしても、北九州市と約束した令和3年度末までの処理が困難な状況となり、大変申し訳なく思っている。
- P C B廃棄物の安全かつ一日も早い処理の完了は、環境庁創設以来、半世紀間の変わらぬ使命である。その実現のためには、北九州市の協力が是非とも必要である。さらなる負担をお願いすることになり誠に恐縮ではあるが、処理の継続につき、検討をお願いする。

(3) 市長の発言

- 大臣から頂いた北九州P C B処理事業の現状に関する説明に対して、本市の所感を率直に述べるとすれば、前回の延長要請受け入れの際に国として期限内処理を約束したにもかかわらず、このような状況になっていることは誠に遺憾である。
- 環境省においても、これまで期限内での処理完了に向けて色々と手を尽くしてこられたことは承知しているが、結果的に処理体制の強化など、対応が遅かったことは否めない。
- 要請内容を精査したうえで対応を検討するが、二度目の要請を安易に受け入れることはできない。世界的な問題として、P C B廃棄物を全廃しなければならないことは理解するが、要請受け入れの可否については、市民・議会の意見を踏まえて慎重に判断させていただく。
- 北九州市民の願いは、このP C B廃棄物を一日でも早く安全に処理・根絶することである。本日の要請については、市民によく理解をいただくことが先決だと思う。まずは地元説明に全力を尽くしていただきたい。

(4) 今後の対応

- 今回の検討要請の内容について、まずは市民によく理解をいただくことが先決であり、環境省を中心として、「市民説明の場」を設けていく。
- 環境省に対して、市民への丁寧な説明を求めるとともに、検討要請の内容の精査を行うため、必要な情報の提供を求めていく。

(以上)